

令和8年度介護特定技能外国人マッチング支援事業委託業務 仕様書

1 業務名

令和8年度介護特定技能外国人マッチング支援事業委託業務

2 目的

介護分野における人材の不足感は深刻であり、その解消に向けて外国人介護人材の受入促進は必要であることから、特定技能外国人と県内介護施設等とのマッチングに係る業務を委託することにより、外国人介護人材の県内介護施設等（※）への受入れを促進する。

（※）所管庁の指定を受け介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 業務内容

（1）事業説明会等による本事業の周知及び参加介護施設等の募集

- 県内介護施設等を対象とした事業説明会を開催し、本事業の趣旨・目的に加え、事業の内容や具体的なスケジュール、外国人介護人材（特定技能外国人）の受入れに必要な準備、手続き（介護分野における特定技能協議会への入会など）、費用負担等について説明するとともに、質問等に対しても対応する。
- 説明会の開催については、会場型、オンライン型のいずれの方式での開催でも可とするが、必要な会場、機材等は受託業者が手配・準備する。
- 本事業の対象となる介護施設等は、県内に所在する指定介護保険事業所のうち、特定技能外国人の受入対象となっている介護施設等とするが、特に特定技能外国人の受入れ経験がない又は少ない介護施設等の参加募集に注力すること。
- 説明会開催に際しては、対象となる介護施設等に対して、可能な限り広く説明会の実施について周知する。
- なお、本事業の対象となる県内介護施設等については、約2千施設を想定している。

（2）特定技能外国人の募集及び特定技能外国人と県内介護施設等とのマッチング

- 介護職種での特定技能試験に合格した特定技能外国人又は近々合格する見込みのある外国人のうち、本県介護施設等への就労を希望する外国人を募集する。
- 募集対象の外国人は、本県介護施設等における外国人材の受入状況を鑑み、主にインドネシア、フィリピン、ミャンマー、ベトナム、ネパールを想定しているが、応募介護施設等から希望があれば、出身国については柔軟に対応する。

- 特定技能外国人の募集に当たっては、在留期間中の定着に向けて、(1)で募集した本県介護施設等が示す雇用条件をはじめ、本県介護施設等で勤務している外国人介護人材の状況、本県や介護施設等が所在する地域の魅力等についての発信・情報提供を十分に行うこと。
- 募集する特定技能外国人については、海外で実施した試験か日本国内で実施した試験かを問わず、対象国の現地在住の外国人を対象とする。
- 募集する特定技能外国人の数は、県内介護施設等とのマッチングが成立する外国人数が70人以上となることを想定したものとし、特に就労期間中に介護福祉士国家試験の受験を希望する者を優先する。
- 募集した特定技能外国人と、(1)で募集した県内介護施設等との間でマッチングを行うため、面接会を開催する。
- 面接会については、対面型、オンライン型のいずれの方式での開催でも可とするが、必要な会場、機材等は受託業者が手配・準備する。

(3) マッチングの成立した介護特定技能外国人の入国までの支援や入国後の職場への定着に関する支援

- マッチングの成立した特定技能外国人を対象に、入国前にオンライン又はマッチング成立時点において特定技能外国人が所在している地域において、職場・地域定着支援に向けた事前研修を行う。
- マッチングの成立した県内介護施設等を対象に、特定技能外国人の受入れに際しての心構え等に関する研修を行うとともに、その他、受入れに関するサポートや、定着に向けた計画の策定支援などを行う。
- 特定技能外国人向けの研修及び県内介護施設等を対象とした研修については、オンライン型での開催でも可とするが、必要な会場、機材等は受託業者が手配・準備する。
- 特定技能外国人の受入れに際して、マッチングの成立した県内介護施設等に対し、受入れ機関に求められている義務的支援(※)を代行する登録支援機関を紹介する。ただし、既に特定技能外国人の受入れ実績がある等の理由により、登録支援機関の代行又は紹介が不要な場合を除く。
(※) 義務的支援：事前ガイダンス、出入国する際の送迎、住居確保・生活に必要な契約支援、生活オリエンテーション、公的手続き等への同行、日本語学習の機会の提供、相談・苦情への対応、日本人との交流促進等
- 特定技能外国人が入国した場合は、県と協議の上、本委託期間内に入国した当該外国人及び受入れ介護施設等を対象とした合同の交流会を開催すること。
- 交流会に必要な会場、機材等は受託業者が手配・準備する。

5 本事業の目標

県内介護施設等と特定技能外国人のマッチング人数：70人以上

なお、本事業におけるマッチング人数及び受入れ介護施設等は、必ず把握し、県

に報告するものとする。

6 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

7 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議のうえ、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

8 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。
- (4) 参加介護施設等の募集などに当たり、インターネット上のフォームを利用する際は、次の項目を満たすフォームを選定するとともに、県が示す方法により県の事前確認を受けること。
 - ①個人情報及び機密情報を取り扱うフォームについて、データの格納場所が、第三者の利用領域と物理的または論理的に分離されていること。(例：物理サーバが分離されている、仮想サーバが分離されている、強固なアクセス権設定がされている等)
 - ②個人情報及び機密情報を取り扱うフォームについて、保存された入力内容が第三者から閲覧可能な機能を有していないこと。
 - ③個人情報及び機密情報を取り扱うフォームについて、保存された入力内容が第三者と共有可能なクラウドストレージに保存される仕組みではないこと。
 - ④サーバにウイルス対策ソフトが導入されていること。
 - ⑤サーバOS、ミドルウェア、ソフトウェア等のセキュリティパッチが適切に適用されていること。
 - ⑥サーバのアクセスログの定期的な取得、確認を実施していること。

9 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- (4) 本業務において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

10 事業計画及び実績報告

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務の具体的な実施内容等について県と協議のうえ、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

11 その他

- (1) 特定技能外国人と県内介護施設等とのマッチングに際して生じる経費（現地面接会参加に係る費用やマッチング成立時における人材紹介料等）及び特定技能外国人の受入れに際して生じる経費（入国手続きに係る書類作成費、渡航費、登録支援機関費用等）については、全て県内介護施設等が負担することを前提としていることから、その点を4（1）の事業説明会等において、県内介護施設等に誤認が生じないように明確に説明すること。
- (2) 本事業の状況視察等のため、本県職員が本事業における特定技能外国人の募集、研修等を行った機関等の視察を行う場合には、当該視察に協力すること。
- (3) 本業務が、県との委託に基づく公的事業であることを十分認識し、業務の実施に当たっては、県の指示に従うとともに、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (4) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。また、本業務について、事業の終了後も含めて、愛媛県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (6) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。

- (7) 本業務の実施に当たっては、愛媛県会計規則その他関係法令・条例等を順守すること。
- (8) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期等、県と十分に協議のうえ進めること。
- (9) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (10) 受託者は、本業務の実施に係る経費のうち、本仕様書内で対象者に負担させることができるとしている費用以外の一切の費用を対象者に負担させてはならない。なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (11) 受託者は、対象者に対し、本業務の委託料による一切の給付を行わないこと。
- (12) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (13) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。